



公益社団法人日本青年会議所  
トレーニングガイドライン

**JCI Japan**  
**Training Guideline**

JCI Japan Training Standards, Rules and Operational Procedures  
Ver15- 2022

JC Philosophy Enlightenment Commission 2022

1. 定義	4
2. JCI Japan Training の目的	4
3. トレーナーについて	4
3.1 トレーナー登録	4
3.1.1 シニアの登録	4
3.1.2 継続	4
3.2 責務	4
3.3 提供情報	4
3.4 罰則	4
4. JCI Japan Training Library	5
4.1 ライブラリ登録	5
4.2 管理	5
4.3 プログラム実施	5
4.4 主催	5
4.4.1 受講者	5
4.5 開催	5
4.6 トレーニング時間	6
4.6.1 対象外	6
4.6.2 遡及	6
4.6.3 トレーニング時間加算要件	6
4.7 開催負担金	6
4.7.1 免除	6
5. 資格申請	6
6. JCI 日本 公認トレーナー制度	6
7. アシスタントトレーナー (AT)	7
7.1 JCI コースについて	7
7.1.1 経過措置	7
7.2 JCI 日本公認プログラムについて	7
7.2.1 経過措置	8
8. ヘッドトレーナー (HT)	8
8.1 JCI コースについて	8
8.1.1 HT の指針	9
8.1.2 担当モジュール	9
8.1.3 HT の養成	9
8.1.4 トレーニング時間	9
8.1.5 HT の役割	9
8.1.6 管理者としての役割	9
8.1.7 経過措置	9
8.2 JCI 日本 公認プログラムについて	10
8.2.1 経過措置	10

8.3 JCI 日本会頭承認 HT 制度	10
8.4 担当時間	10
9. 地域限定トレーナー (LT : Local Trainer)	10
9.1 対象セミナー (Purpose) について	10
10. トレーナー養成勉強会 (トレーナートレーニング)	11
10.1 開催	11
10.1.1 最低人数	11
10.1.2 告知	11
10.1.3 HT の選定	11
10.1.4 コースマネージャー (CM)	11
10.1.5 費用	11
10.1.6 JCI コースの場合	11
10.1.7 中止	11
10.2 資格認定	11
10.3 トレーニング時間積算	12
11. 旅費交通費等の受給規則	12
12. 派遣トレーナー規則	12
12.1 変更の場合	12
13. トレーナーリスト	12
14. 禁止事項	12
15. トレーナーの定年	12

## 1. 定義

JCI Japan Training Guideline（以下「本ガイドライン」とする）は JCI Training Policy Manual に準じ、公益社団法人日本青年会議所（以下「JCI 日本」とする）および各地会員会議所（以下「LOM」とする）ならびに JCI 日本 登録の JCI 日本 公認トレーナー（JCI Japan Trainer、以下「トレーナー」とする）が遵守すべき項目を定めるものとする。

## 2. JCI Japan Training の目的

JCI Japan Training は JCI Vision および JCI Mission を推進、達成するために、すべての現役会員やトレーナーのリーダーシップトレーニングの機会を創造し提供すること、および JCI 日本 ならびに LOM の JC 運動を円滑に進められるようにすることを目的とする。プロのトレーナー養成機関ではない。

## 3. トレーナーについて

トレーナーは何よりもまず JCI 会員であり、JCI Mission を意識した活動をしなければならない。トレーナーは会員のために存在し、自身のキャリア構築を目的としてはならない。理想的なトレーナーは自身が得たスキルを他のメンバーに提供することで、そのメンバーが JCI Mission をより効果的に遂行し、それにより JCI の活動が世界的に拡大していく契機となることである。

### 3.1 トレーナー登録

トレーナー登録を希望する者は、誓約書およびプロフィールを提出し担当委員会の承認を得なければならない。提出方法は書面または書面を電磁的な記録にしたものを E-mail にて送信のどちらか一方とする。

#### 3.1.1 シニアの登録

JC を卒業した者がトレーナー登録をする場合には、42 歳以下でヘッドトレーナー（HT）資格を有していなければならない。

#### 3.1.2 継続

既にトレーナー登録をしている者が次年度もトレーナー活動を継続する場合には、次年度 1 月 1 日から 2 月末日までに【3.1】に定めるものを提出しなければならない。

### 3.2 責務

トレーナーは、本ガイドラインおよび JCI Skills Development Policy Manual を遵守し、積極的に研修の実施と後進の育成を行わなければならない。また年 1 回以上のトレーナー活動をしなければならない。

### 3.3 提供情報

トレーナーから提供される情報はすべて正確であり真実を反映しており、JCI・JCI 日本・LOM 等によって実証されたものとして信用するものである。何らかの目的で虚偽の情報が提供された場合には深刻な違反であるとみなされる。

### 3.4 罰則

本ガイドラインが遵守されない場合、または以下のような違反行為があった場合トレーナー登録を停止、抹消する場合がある。

- a. JCI コース、JCI 日本公認プログラムの要素を引用した独自のコースを開催した場合。
- b. JCI コース、JCI 日本公認プログラムの内容を独自に変更し、受講者に趣旨目的が誤って伝わるようなプログラムを開催した場合。

- c. トレーナーが金銭を要求した事実が判明した場合。
- d. その他、担当委員会が不適切だと認める行為が判明した場合。

#### 4. JCI Japan Training Library

JCI Japan Training Library（以下「ライブラリ」とする）とは、JCI Course（以下「JCI コース」とする）ならびに JCI 日本が認定した JCI 日本 公認プログラムを総称する。（ライブラリの個々のコースおよびプログラムは以下「プログラム」とする）

##### 4.1 ライブラリ登録

ライブラリ登録をするには、以下のすべてを満たさなければならない。

- a. プログラムが JCI または JCI 日本 理事会の審議可決を受けていること。
- b. HT 有資格者のトレーナーの監修を受けていること。
- c. スライド・トレーナーズマニュアル・受講生用テキスト・タイムスケジュール・アウトライン等が適切に作成されていること。
- d. プログラムを実施・管理するトレーナーリストが担当委員会に提出されていること。なお、フリープログラムについてのトレーナーリストは存在しない。

##### 4.2 管理

プログラム管理は以下の通りとする。

- a. JCI コースは JCI Skills Development Policy Manual に準じ、また JCI 日本 事務局 および担当委員会により管理される。
- b. JCI 日本公認プログラムは JCI 日本 事務局および担当委員会により管理される。
- c. フリープログラムは JCI 日本事務局および担当委員会により管理される。

##### 4.3 プログラム実施

プログラムは、以下に定めるプログラム毎の HT **及び LT** のみ実施することができる。ただし、フリープログラムについては、LOM 会員（以下「会員」とする）であれば誰でも実施することができる。

- a. JCI 日本公認プログラムは担当委員会認定の HT 資格者。
- b. JCI コースは JCI Skills Development Policy Manual の要件及び本ガイドラインに定めた担当委員会認定の HT 資格者。
- c. JCI コース及び JCI 日本公認プログラムについて、JCI 日本会頭より指名され、HT 認定を受けた者または、担当委員会による HT 認定会議により認定された者。
- d. **Purpose については、HT 認定及び LT 認定を受けた者が実施できる。**

##### 4.4 主催

プログラムは原則として JCI 日本 および LOM ならびに会員のみが主催することができる。ただし、次の場合には、担当委員会にて検討の上、開催を判断する。

- a. JCI、海外 NOM からの依頼があった場合
- b. JCI 日本賛助会員からの依頼があった場合

###### 4.4.1 受講者

担当委員会が別途定めるプログラムは、受講生に会員以外の者が含まれてはならない。

##### 4.5 開催

プログラムを開催する場合は、主催者は「セミナー開催書」（申込）の提出をしなければならない。また、開催後は主催者および HT **及び LT** は「セミナー開催書」（報告）を提出しなければならない。

ただし、フリープログラムについては主催者の「セミナー開催書」（報告）の提出のみで、HT の「セミナー開催書」（報告）の提出は必要としない。

#### 4.6 トレーニング時間

プログラム参加時間を国内トレーニング時間の対象とする。国際トレーニング時間は「国外セミナー開催書」により開催が確認できたもの、または JCI Training に記録された International event により記録されたものが対象となる。

##### 4.6.1 対象外

「セミナー開催書」(申込)を提出せずにプログラムを実施した場合にはトレーニング時間の対象外とする。

プログラムを実施後に「セミナー開催書」(報告)を提出しない場合もトレーニング時間の対象外とする。

##### 4.6.2 遡及

4.6.1 により対象外となったプログラムおよび新規にライブラリ登録されたプログラムの認定日以前に開催されたものを遡及してトレーニング時間とすることはできない。

##### 4.6.3 トレーニング時間加算要件

- a. 原則として実際のトレーニング時間(ステージタイム)がトレーニング回数の対象となる。
- b. 15分以上のステージタイムを1回とする。
- c. 複数のトレーナーがいる場合、過度に合計時間がセミナー時間を超えないよう配慮する。
- d. 担当委員会により回数積算が認められない場合がある。
- e. トレーナー養成勉強会でのトレーニング回数は上限1回までとする。ただし、公開セミナーのATで入る場合は1回を加算することができる。

#### 4.7 開催負担金

主催者は原則として、プログラムおよびカスタマイズセミナーを実施する場合、開催負担金として1プログラムの開催につき10,000円をJCI日本事務局に支払わなければならない。

##### 4.7.1 免除

実施プログラムのHTが主催者のLOM所属の場合には開催負担金を免除する。また、LIが実施する場合、開催負担金を免除する。その他、担当委員会が認めた場合も同様とする。

#### 5. 資格申請

プログラムを受講した者は、担当委員会へ申請書を提出し、トレーナー登録をすることができる。

担当委員会は、申請書を受理した後、不備がないか精査した上で承認する。新規トレーナー登録が完了したことで、トレーナーとなる。

なお、JCI-Discoverの受講を終了した者は、JCIホームページ上で各自トレーナー資格取得者として登録可能だが、事前に担当委員会へ申請書を提出の上、承認を経たのちに登録作業を行うこととする。

※受講とは、セミナーを受講した又は受講後のナレッジテストに合格できなかった者を指す。

#### 6. JCI 日本 公認トレーナー制度

JCI Missionを果たすため、すべてのLOMやJCI日本の役員は常に高いレベルでの職務と責任を担う必要がある。この制度は青年のために機会を提供し、役員をはじめとした会員をトレーニングするため、JCIにより構築されたものをJCI日本として採用し改善を加えたものであ

る。

## 7. アシスタントトレーナー (AT)

### 7.1 JCI コースについて

JCI コースの AT になるためには現役会員であり、JCI-Discover を修了 (ナレッジテストを合格した者を指す。以下同) し、JCI Skills Development Policy Manual の要件をすべて満たした上で以下のいずれかの基準を満たさなければならない。

- a. 申請プログラムについて修了し、トレーナー養成勉強会を修了した上で、かつ1名の HT より内容の理解度とスキルの確認を受け、その HT の推薦を受けていること。

HT による推薦のタイミングは任意だが、トレーナー養成勉強会修了時点で推薦可能な場合には「トレトレ報告書」「JCI-Discover と申請プログラムを修了したことがわかる資料」が提出され、担当委員会より AT 認定がされた場合に AT となることができる。

後日推薦を受ける場合には現場回数 1 回以上を必要とし、その現場に於いて 1 名の HT より内容の理解度とスキルを確認される必要がある。

- b. 申請プログラムについて修了し、さらに最低3 回以上のトレーナー経験をした上で、1 名の HT より内容の理解度とスキルの確認を受け、その HT の推薦を受けていること。
- c. 担当委員会が認めた者。

上記いずれかの基準(ただし、a. 前段の場合を除く)を満たしたうえで「AT 申請書」「JCI-Discover 及び申請プログラムを修了したことがわかる資料」を提出し、担当委員会より AT 認定 がされた場合に AT となることができる。なお、AT 認定の際、申請者は Presenter コースを受講していることが望ましい。

AT は HT から、すべてのモジュールを満足できる内容で実施できるよう、コースについてのスキルや知識・サポート・ガイダンスを受けられる。

全ての JCI コースのトレーナーガイドに記載されている AT の役割と指針は、本ガイドラインと JCI Skills Development Policy Manual の一部とみなされる。

AT はコース日程のすべてに出席していなければならない。

また、対象となるコース修了後 3 年を経過し、または 3 年間 AT を務めなかった場合には AT として活動することができない。この場合には再度対象コースを修了することにより AT となる資格を得られる。

#### 7.1.1 経過措置

【7.1】に関し、2020 年 12 月末日までに JCI-Achieve、JCI-Impact を修了した者は、JCI-Discover を修了したものとみなす。

### 7.2 JCI 日本公認プログラムについて

JCI 日本公認プログラムの AT になるためには、現役会員であり、JCI-Discover を修了 (ナレッジテストを合格した者を指す。以下同) し、以下のいずれかの基準を満たさなければならない。

- a. 申請プログラムについて受講し、トレーナー養成勉強会を修了した上で、かつ1名の HT より内容の理解度とスキルの確認を受け、その HT の推薦を受けていること。

HT による推薦のタイミングは任意だが、トレーナー養成勉強会修了時点で推薦可能な場合には「トレトレ報告書」「JCI-Discover を修了したことがわかる資料」が提出され、担当委員会より AT 認定がされた場合に AT となることができる。

後日推薦を受ける場合には現場回数 1 回以上を必要とし、その現場に於いて 1 名の

HT より内容の理解度とスキルを確認される必要がある。

- b. 申請プログラムについて受講し、さらに最低3回以上のトレーニー経験をした上で、1名のHTより内容の理解度とスキルの確認を受け、そのHTの推薦を受けていること。
- c. 担当委員会が認めた者。

上記いずれかの基準(ただし、a.前段の場合を除く)を満たしたうえで「AT申請書」「JCI-Discoverを修了したことがわかる資料」を提出し、担当委員会よりAT認定がされた場合にATとなることができる。なお、AT認定の際、申請者はPresenterコースを受講していることが望ましい。

ATはHTからすべてのモジュールを満足な内容で実施できるよう、コースについてのスキルや知識・サポート・ガイダンスを受けられる。

全てのJCI日本公認プログラムのトレーナーガイドに記載されているATの役割と指針は、本ガイドラインの一部とみなされる。

ATはコース日程のすべてに出席していなければならない。

また、未活動状態と判断された場合には担当委員会によりAT資格を抹消されることがある。

### 7.2.1 経過措置

【7.2】に関し、2020年12月末日までにJCI-Achieve、JCI-Impactを修了した者は、JCI-Discoverを修了したものとみなす。

## 8. ヘッドトレーナー (HT)

### 8.1 JCI コースについて

JCIコースのHT(JCIコースからフリープログラムに変更になったプログラムを含む)になるためには、現役会員でありかつ以下の基準をすべて満たさなければならない。

ただし、JCI-DiscoverのHTになろうとする者は、下記c.の要件は不要とする。

- a. JCI-Discoverを修了していること。
- b. AT資格を有すること。
- c. 3種類以上のプログラムのAT又はHTであること。
- d. 申請プログラムについて最低5回以上のトレーニング回数があること。
- e. 全パートを十分に理解し、満足に実施できること。
- f. トレーナー育成が実施できること。

※尚、cに定めるトレーニング回数から、JCI2コース(JCI-Discover、JCI-Admin)のHTを目指す場合に限り、以下の役職を経験した者はトレーニング回数を減算することができる。減算時間は累積することができるが、1コースにつき最大2回を上限と定める。

減算1対象 : JCI日本議長委員長以上の役職経験者、地区会長経験者、ブロック会長経験者、LOM理事長経験者

減算0.5対象 : 地区役員経験者、ブロック役員経験者

上記を満たしたうえでHT2名の推薦を受け「HT申請書」を提出し、担当委員会によりHT認定がされた場合にHTとなることができる。なお、HT認定の際、申請者はJCI-Admin・Presenterコースを受講していることが望ましい。

上記によらない場合であっても、担当委員会の推薦によりJCI日本会頭がHT認定をする場合がある。また、担当委員会によるHT認定会議により認定する場合がある。全てのJCIコースのトレーナーガイドに記載されているHTの役割と指針は、本ガイドラインの一部とみなされる。

HTはコース日程のすべてに出席していなければならない。

また、未活動状態と判断された場合は担当委員会により HT 資格が剥奪され、再び AT となる場合もある。

#### 8.1.1 HT の指針

JCI コースの HT の主な役割は、コース管理・支援・品質が最高のレベルに保つことであり、特に重要なことはコースの目標と成果をしっかりと理解し、コース終了時にはそれらが達成されていることである。

#### 8.1.2 担当モジュール

JCI コースの HT は、初 AT がいる場合に主要モジュールを行うのはもちろんであるが、他のモジュールは AT に担当させなければならない。2 回目の AT は HT の判断により主要モジュールを担当することができる。JCI コースのトレーナーガイドには初回と 2 回目以降の AT に割り当てることができるモジュールを指定している。

#### 8.1.3 HT の養成

JCI Japan Training の戦略は、可能な限り必要に応じて多くの JCI コースの HT を誕生させることであり、外国や遠方から HT を招聘するような数少ない機会では、積極的に地元の AT を参加させるべきである。1 つだけではなく複数の資格を持つ HT を招聘することでコストが削減でき、将来 JCI コースの HT になる機会を地元の AT に提供することができる。

#### 8.1.4 トレーニング時間

JCI Training Commission により定められている時間がトレーニング時間となる。これはコース修了後オンライン上で確認できる。

#### 8.1.5 HT の役割

JCI コースの HT は、トレーナーガイドに則り、内容が的確に伝えられているか、AT のパフォーマンスを監督しなければならない。もし AT にモジュールの目的から逸脱するような内容の不備やトピックの欠如が見られた場合には、HT は AT が正常な進行に回帰できるように効果的なサポートをする必要がある。

(HT は AT のプレゼンテーション中に休憩をとることや、HT が追加解説をすることができる)

#### 8.1.6 管理者としての役割

JCI コースの HT は当然ながらコース管理の最終的な責任者であり、その内容は次に掲げる通りである。

- a. コースはマニュアルに則って進行しているか。
- b. コースの目的と成果を達成しているか。
- c. 最高の水準が保たれ、受講生は尊重され、満足しているか。
- d. 教材、告知、配信のすべては JCI トレーニングのルールに則っているか。
- e. 主催者、設営者、トレーナーはそれぞれお互いの職務に敬意をもっているか。
- f. 受講生は受講による気づきや感謝を感じているか。
- g. 最終的な受講生の受講をオンライン登録を通して報告完了しているか。

#### 8.1.7 経過措置

【8.1】に関し、2020 年 12 月末日までに JCI-Achieve、JCI-Impact を修了した者は、JCI-Discover を修了したものとみなす。

## 8.2 JCI 日本 公認プログラム **について**

JCI 日本公認プログラムの HT になるためには、現役会員でありかつ以下の基準をすべて満たさなければならない。

- a. JCI-Discover を修了していること。
- b. AT 資格を有すること。
- c. 3 種類以上のプログラムの AT 又は HT であること。
- d. 申請プログラムについて最低 5 回以上のトレーニング回数があること。
- e. 全パートを十分に理解し、満足に実施できること。
- f. トレーナー育成が実施できること。

上記を満たしたうえで HT2 名の推薦を受け「HT 申請書」を提出し、担当委員会により HT 認定がされた場合に HT となることができる。なお、HT 認定の際、申請者は JCI-Admin・Presenter コースを受講していることが望ましい。

上記によらない場合であっても担当委員会の推薦により JCI 日本会頭が HT 認定をする場合がある。また、担当委員会による HT 認定会議により認定する場合がある。

全ての JCI 日本公認プログラムのトレーナーガイドに記載されている HT の役割と指針は、本ガイドラインの一部とみなされる。

HT はコース日程のすべてに出席していなければならない。

また、未活動状態と判断された場合は担当委員会により HT 資格が剥奪され、再び AT となる場合もある。

#### 8.2.1 経過措置

【8.2】に関し、2020 年 12 月末日までに JCI-Achieve、JCI-Impact を修了した者は、JCI-Discover を修了したものとみなす。

### 8.3 JCI 日本会頭承認 HT 制度

【8.1】または【8.2】によらず、担当委員会から推薦され JCI 日本会頭に承認されることによって HT になることができる。ただし、承認前に【8.1】または【8.2】のうち e. 及び f. の基準を満たすことを確認するためにセミナー実施を行うことを条件とする。

なお、本項で HT となった者（以下「会頭承認 HT」とする）がトレーナー育成を実施する場合、初回は会頭承認 HT 以外の HT と一緒に行う必要がある。

### 8.4 担当時間

すべての HT はトレーナー育成のために、プログラムについて最大で全体の 60%を AT に担当させることを推奨する。

## 9. 地域限定トレーナー (LT: Local Trainer)

地域限定トレーナーは、Purpose セミナーのみ登録可能である。

### 9.1 対象セミナー (Purpose) について

対象セミナーの LT になるためには、現役会員であり、以下のいずれかの基準を満たさなければならない。

- a. 申請プログラムについて受講し、トレーナー養成勉強会を修了した上で、後日セミナーの全モジュールの実施をひとりで行い、1 名の HT より内容の理解度とスキルの確認を受け、その HT の推薦を受けていること。

上記を満たしたうえで「LT 申請書」を提出し、担当委員会より LT 認定がされた場合に LT となることができる。なお、LT 認定の際、申請者は Presenter コースを受講していることが望ましい。

LT は HT からすべてのモジュールを満足な内容で実施できるよう、コースについて

のスキルや知識・サポート・ガイダンスを受けられる。  
資格取得翌年以降、年間1回以上のセミナー実施をしていない場合 LT 資格を抹消されることがある

## 10. トレーナー養成勉強会（トレーナートレーニング）

トレーナー養成勉強会（以下「トレトレ」とする）はプログラムについての理解を深め、セミナーを実施するための必要な知識やスキルを習得するために実施されるものである。

### 10.1 開催

トレトレは担当委員会およびトレーナーが「トレーナー養成勉強会開催書」（申込）を JCI 日本事務局に提出することにより開催できる。

また、終了後1週間以内に主催者および HT は「トレーナー養成勉強会開催書」（報告）に所定の事項を記載のうえ、JCI 日本事務局に提出しなければならない。

#### 10.1.1 最低人数

トレトレを開催するためには、3名以上の参加者がいなければならない。

#### 10.1.2 告知

トレトレの開催にあたり主催者および担当委員会は広く参加者を募らなければならない。

#### 10.1.3 HT の選定

トレトレの HT は該当プログラムを3回以上 HT としてのセミナー経験のあるトレーナーであるか、これと同程度の能力を有することを担当委員会が認めた者であること。内容は標準化プログラムでなければならない。

#### 10.1.4 コースマネージャー（CM）

トレトレの開催にあたり主催者は HT 監督のもと CM を選任し、設営、備品、参加者等の管理をおこなう。

#### 10.1.5 費用

開催に係る費用は受益者負担を原則とする。開催負担金は免除する。

#### 10.1.6 JCI コースの場合

JCI コースのトレトレを開催する場合には、原則として JCI Web Site 上にコース開設は行わない。ただし、HT が必要と認めた場合、公開セミナーについては別途コース開設を行う。

開催申込は通常のトレトレと同じ方法で行う。内容はモジュール単位でも可とするが、資格認定は JCI および JCI 日本 としても行わない。参加者は原則として、開催コースの受講経験があり【7.1】に該当する資格者とする。

#### 10.1.7 中止

申込期日までに既定の参加者数に満たない場合や、開催に適さない状況などの場合には HT または担当委員会の判断により開催を中止することができる。中止の場合には速やかに申込者に対してその旨を伝えなければならない。

## 10.2 資格認定

トレトレ参加者の資格認定は【7.1】【7.2】の通りであり、参加することにより必ず資格が得られるわけではない。条件付き認定は認められず【7.1】【7.2】の方法によるものとする。

### 10.3 トレーニング時間積算

トレーニング時間の積算回数は以下の通りである。

- a. HT は担当時間（ステージタイム）が対象となる。（上限 1 開催 1 回）
- b. AT は担当時間（ステージタイム）が対象となる。（上限 1 開催 1 回）
- c. トレトレ参加者は最大 1 回の積算となる。ただし、公開セミナーは別換算とする。
- d. JCI コースの場合も上記と同じ換算とする。

### 11. 旅費交通費等の受給規則

- a. HT は旅費交通費の受給対象とする。
- b. AT **及び** LT は原則として旅費交通費の受給対象外とする。

### 12. 派遣トレーナー規則

原則としてプログラム開催は現役会員のトレーナーを派遣する。また、開催地に近いところに在住するトレーナーを優先する。選考の優先順位は次の通りとする。ただし、主催者の意向を尊重すること。

- a. 同一ブロック
- b. 同一地区
- c. 全国
- d. 海外

#### 12.1 変更の場合

派遣予定の HT や AT **、** LT が変更になる場合には、速やかに主催者および JCI 日本事務局または担当委員会に連絡しなければならない。

### 13. トレーナーリスト

公開するトレーナーリストは AT **及び** LT 以上の資格保有者を掲載する。また、トレーナー登録をした場合にはトレーナーリストに掲載されることに同意したものとみなされる。

### 14. 禁止事項

次に掲げる各事項を禁止する。禁止行為が認められた場合には【3.4】の対象となる。

- a. ライブラリのプログラムを使用する場合には、個人または法人報酬を受け取ることはできない。
- b. 青年会議所内のセミナーでは、営利目的の言動や行動を禁止する。
- c. 青年会議所における立場を利用して個人または法人として報酬を受け取ることはできない。

### 15. トレーナーの定年

- a. 40 歳を迎え、JC を卒業した者は定年とする。  
ただし、【3.1.1】の要件を満たし活動している JCI コースのシニアトレーナーに関しては 2022 年度までは本要件を適用せず 42 歳定年とする。  
また、2018 年に改定となったポリシーマニュアルへの対応救済措置として、JCI 日本公認プログラムの HT は【3.1.1】の要件を満たす者に限り 42 歳定年とし、2020 年より本要件を運用開始する。
- b. 卒業年度の HT 資格認定は当該年度の 12 月第 2 月曜までに事務局に申請書類が到着したものののみを取り扱う。その際は卒業年度の 10 月末日までに AT **及び** LT 資格を保有していたプログラムのみを認定することとし、それ以降に AT **及び** LT 認定されたプログラムについては HT 認定しない。  
卒業年度の 12 月第 3 月曜までに HT 資格を有しないものは 12 月末日をもって定年とする。
- c. JCI コースのシニアトレーナーは、プログラムの開催について、現役 HT とともに開催しな



- ければならない。
- d. JCI コースのシニアトレーナーは、HT としてトレトレを開催する場合、必ず現役 HT とともに開催することとし、コース開催申請は現役 HT が行わなければならない。
  - e. JCI 日本は、半年ごとに、シニアトレーナーの正確な人数、連絡先情報、その年に指導を受けた現役トレーナーの数その他 JCI が要求する進捗状況を、JCI に報告しなければならない。

以上

## 更新履歴

Ver1	2010年1月	社団法人日本青年会議所理事会にて報告	
Ver2	2010年12月	公益社団法人日本青年会議所理事会にて報告	
Ver2.1	2011年10月	公益社団法人日本青年会議所理事会にて報告	
Ver3	2012年1月	公益社団法人日本青年会議所理事会にて報告	全面改訂
Ver3.1	2012年2月	公益社団法人日本青年会議所理事会にて報告	
Ver4	2013年1月	公益社団法人日本青年会議所理事会にて報告	
Ver5	2013年4月	公益社団法人日本青年会議所理事会にて報告	
Ver6	2013年12月	公益社団法人日本青年会議所理事会にて報告	
Ver7	2014年1月	公益社団法人日本青年会議所理事会にて報告	
Ver8	2015年12月	公益社団法人日本青年会議所理事会にて報告	
Ver9	2016年3月	公益社団法人日本青年会議所理事会にて報告	
Ver10	2017年10月	公益社団法人日本青年会議所理事会にて報告	
Ver11	2018年5月	公益社団法人日本青年会議所理事会にて報告	
Ver12	2019年1月	公益社団法人日本青年会議所理事会にて報告	
Ver12.1	2019年5月	公益社団法人日本青年会議所理事会にて報告	
Ver12.2	2019年10月	公益社団法人日本青年会議所理事会にて報告	
Ver12.3	2020年1月	公益社団法人日本青年会議所理事会にて報告	
Ver13	2020年12月	公益社団法人日本青年会議所理事会にて報告	
Ver14	2021年1月	公益社団法人日本青年会議所理事会にて報告	
Ver14.1	2021年3月	公益社団法人日本青年会議所理事会にて報告	
Ver15	2022年7月	公益社団法人日本青年会議所理事会にて報告	

### JCI Vision

“To be the leading global network of young active citizens.”

### JCI Mission

“To provide development opportunities that empower young people to create positive change.”

### About JCI

JCI is a worldwide community of young active citizens ages 18–40 who share the belief that in order to create positive change, we must take collective action to improve ourselves and the world around us. With over 4,700 Local Organizations in more than 117 countries and territories, JCI forms a vibrant international network with nearly 160,000 members. Engaging in activities ranging from community development to international projects, members demonstrate their social responsibility and improve themselves through participation, leadership and action. The global citizens of JCI are committed to becoming better leaders to build a better future for all.